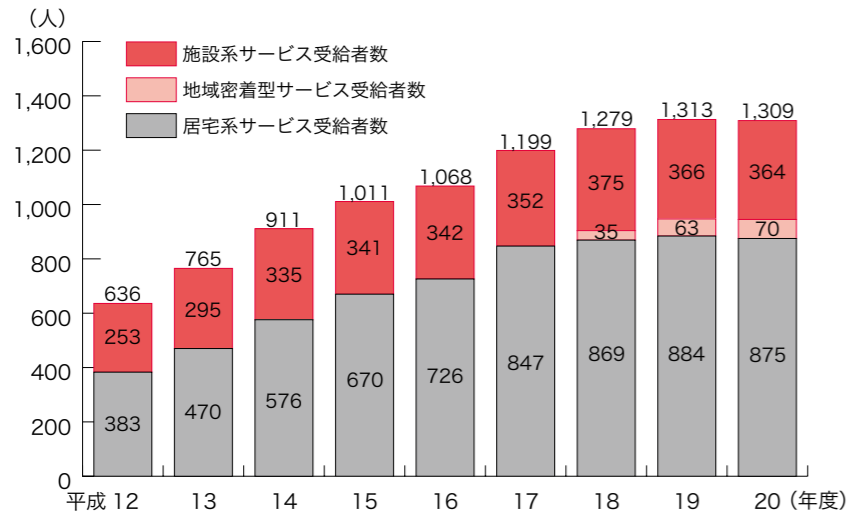


小浜市の介護保険事業の現状

■問い合わせ 健康長寿課 ☎内線 161

介護サービス受給者と給付費の推移



居宅系サービス受給者は、平成12年度と同19年度を比較すると、約2.3倍になっていて、今後も増加していくと考えられます。

施設系サービス受給者は、同14年度以降ほぼ横ばいの状態が続いていましたが、同17年度に増床した施設があり増加しました。

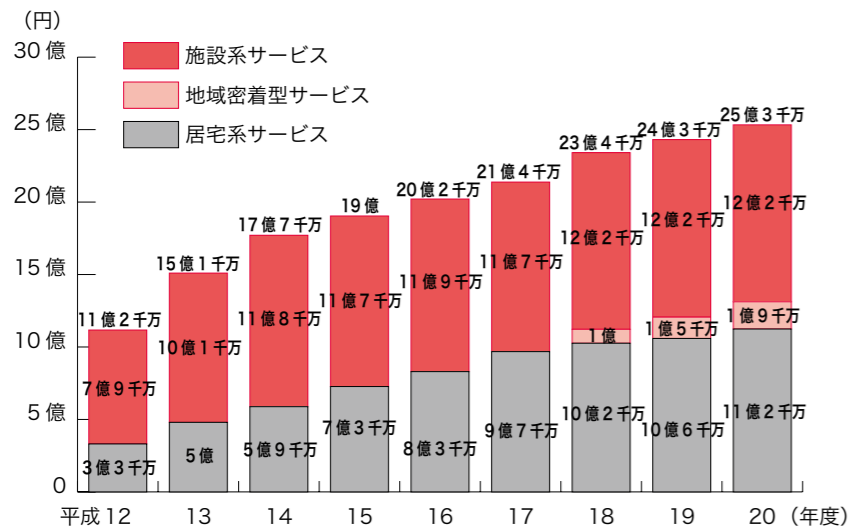
地域密着型サービスの受給者も増加傾向にあります。

同19年度では、第1号被保険者8,565人のうち、約15.3%にあたる1,313人が何らかの介護保険サービスを利用しています（被保険者6.5人に1人）。

- 施設系サービス…介護保険施設に入所して受けるサービス
- 地域密着型サービス…小浜市民を限定として、小規模な施設に訪問を中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて受けるサービスなど
- 居宅系サービス…訪問介護、訪問入浴介護などの自宅で受けるサービスや通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）など、施設に出かけて受けるサービス



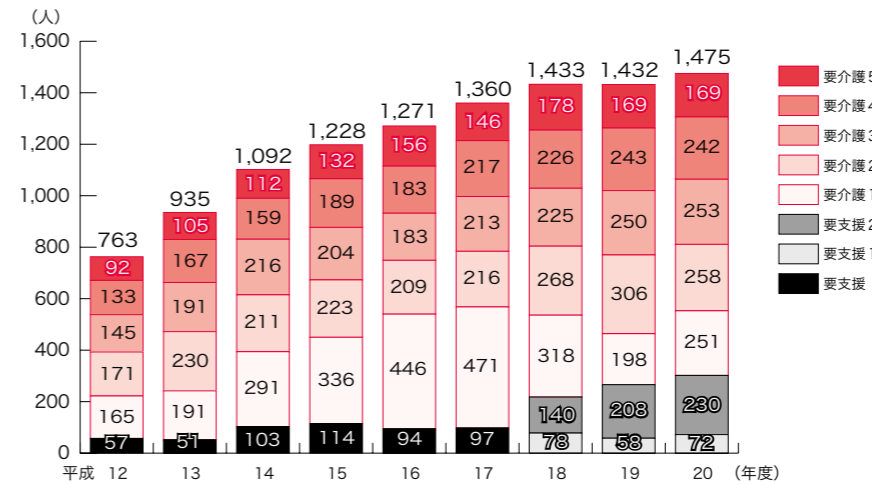
平成12年度と同19年度を比較すると、介護サービス給付費全体で約13億1千万円、約2.3倍になっていて、今後も増加する傾向にあります。



介護を社会全体で支える制度として平成12年4月からスタートした介護保険制度。制度発足以来、さまざまな改正が行われ、同18年4月には予防給付の創設、地域包括支援センターの設置、住み慣れた地域できめ細やかにサービスを提供する地域密着型サービスが加わるなどの改正が行われてきました。

現在、市では介護保険事業計画等策定委員会を設置して、第4期介護保険事業計画を策定しています。介護保険事業計画とは、3年を1期として策定するもので、サービス量の見込みや65歳以上の保険料を決定する重要な計画です。市では、現在計画に反映するための意見（パブリックコメント）を募集していますのでよろしくお願いします。

要支援、要介護認定者の推移

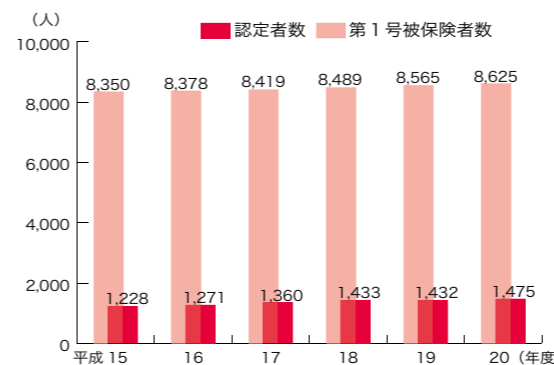


要介護認定者の認定率(*)は年々高くなっています。

平成18年度以降、比較的軽度（要支援1、2と要介護1）の認定者の占める割合は減少し、中・重度（要介護2～5）の認定者の割合が増加しています。

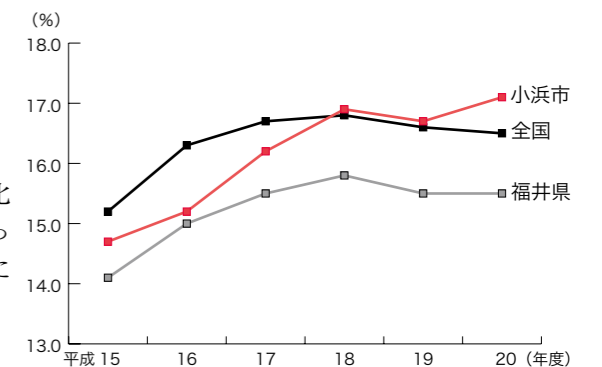
* 認定率…第1号被保険者数に占める認定者数の割合

要支援、要介護認定者の現状



左のグラフを見ると、第1号被保険者も認定者も増加しているのがわかります。

特に、平成18年度の制度改正の際に大幅に増加しています。



右のグラフは、認定率で小浜市と福井県、全国を比較したものです。小浜市は福井県の平均を常に上回っています。また、全国平均と比べても平成18年度に大幅に増加して以来、上回っています。

パブリックコメントを募集しています

第4期介護保険事業計画について、皆さんから広く意見をお聞きするため、パブリックコメントを募集しています。介護保険などに対するご意見、ご要望があればお聞かせください。保険料の決定など詳しくは広報おばま4月号（3月25日発行）でお知らせします。

【募集期限】 2月10日㊄

【閲覧】 市公式ホームページ、市民サービスコーナー、健康長寿課、企画調整課、各公民館

【意見の提出】 健康長寿課へ郵送、FAXまたは電子メールをお願いします

〒917-8585 小浜市大手町6-3 FAX53・0742

kenkoutyoujyu@ht.city.obama.fukui.jp

20歳がスタート 国民年金

■問い合わせ 健康長寿課 ☎内線 169

国民年金は、社会全体で支え合って生活を保証する制度です。日本国内に住所がある人で、20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入することが義務づけられています。

加入の手続き

20歳になる前月に社会保険庁から「国民年金加入手続きのご案内」という書類が送付されてきます。この中にある「資格取得届」を健康長寿課へ提出してください

保険料


月額 14,410円（平成20年度）

納付方法

納付方法	現金	口座振替
内容	社会保険庁から送付された納付書で支払います	あらかじめ申し込みが必要です
納付先	ゆうちょ銀行、銀行、農協、信用金庫、コンビニエンスストア（納付書のみ）	漁協、労働金庫、



成人式（1月11日・文化会館）

納付方法	学生納付特例制度	納付猶予 免除制度
内容	 本人の所得が一定以下の学生は、在学期間中の保険料を後払いすることができます	対象者の所得によって、保険料を後払いする「若年者納付猶予制度」、保険料が免除になる「免除制度」があります。詳しくは健康長寿課へお問い合わせください
申請	健康長寿課に毎年必要	健康長寿課に毎年必要

納付方法は「現金払い」が「口座振替」で、ほとんどの金融機関で支払うことができます。また、現金払いのみコンビニエンスストアも利用できるため、いつでも納付できて便利です。

学生と学生でない人（30歳未満）を対象に後払いできる制度があります。また、どうしても納付できない人には所得に応じた「免除制度」もあります。まずは健康長寿課へご相談ください。

納付のお得情報（平成20年度の場合）

納付時期	納付方法	月納付額	年間納付額	お得額（年間）
月々	納付書	14,410円	(172,920円)	
	口座振替（翌月末振替）	14,410円	(172,920円)	
	口座振替（当月末振替による早割）	14,360円	(172,320円)	600円
前納（1年）	納付書（4月末納付）		169,850円	3,070円
	口座振替		169,300円	3,620円

このとおり、納付書で支払うより口座振替の方が、また月払いより年払いの方がお得になります。

快適な暮らしは

「下水道」から

供用開始区域

一月二十七日から「遠敷地区の一部」が、公共下水道の供用開始区域となります（区域は下図のとおり）。今後も整備を進めていきますが、供用開始になると台所や浴室などの雑排水は一年以内に、トイレは三年以内に下水道に接続していただく必要があります。

川や海をきれいにするために、また、清潔で快適な暮らしのために、一日でも早く排水設備工事をお願いします。

公共下水道使用料

排水設備工事・宅内検査が完了すると、下水道使用料を払っていただくこととなります。

下水道使用料は、汚れた水をきれいにするための処理費や下水管の維持補修費にあてられます。

指定工事店

台所やトイレなどを下水道に接続する排水設備工事は、専門的な知識と技術を持った「指定工事店」で必ず実施してください。

低利な融資制度

公共下水道区内で、くみ取り便所などから水洗便所に改造する場合、「アメニティ（水洗便所改造）資金貸付制度」による低利な融資を行います。ぜひご利用ください。

融資限度額 一五〇万円（供用開始から三年以上経過した区域は一〇〇万円）

貸付利率 年一・一％（連帯保証人をつけた場合）
償還期間 五年以内

【遠敷地区の一部】

■ 1月27日から供用開始となる区域
■ 供用開始済み区域

